

船橋市収入未済債権対策会議設置要綱

(設置)

第1条 船橋市債権管理条例（平成23年船橋市条例第18号）第2条第1号に掲げる市の債権のうち、収入未済となった債権（以下「収入未済債権」という。）の保全及び収入の確保を図るため、船橋市収入未済債権対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 対策会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 収入未済債権の保全及び収入確保の対策に関すること。
- (2) 収入未済債権の保全及び収入確保の取組みの進捗状況に関すること。
- (3) 収入未済債権の保全及び収入確保に係る業務の改革、改善等の検討及び推進に関すること。
- (4) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 対策会議は、議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長は税務部担当副市長、議長代理は税務部長をもって充て、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 別表に掲げる職に係る部等のほか、収入未済債権を所管する課等がある部等があるときは、対策会議に当該部等の長を臨時委員として置くことができる。

(議長等)

第4条 議長は、対策会議を代表し、議事その他の会務を総理する。

- 2 議長に事故があるとき、又は欠けたときは、議長代理がその職務を代理する。

(対策会議の開催)

第5条 対策会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、対策会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 委員及び臨時委員は、都合により対策会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができる。

(幹事会)

第6条 実務に則した債権管理の方策等の検討をするため、対策会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は税務部長、副幹事長は債権管理課長をもって充てる。

- 4 幹事は、別表に掲げる職に係る部等の収入未済債権がある組織の所属長をもって充てる。ただし、幹事長が必要があると認めるときは、この限りでない。
- 5 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長が議長となる。この場合において、幹事長が必要があると認めるときは、自力執行権のある収入未済債権を所管する幹事と、自力執行権のない収入未済債権を所管する幹事を別に招集することができるものとする。
- 6 幹事長は、幹事会において協議等をした結果を対策会議に報告しなければならない。

(ワーキンググループ)

第7条 幹事長は、専門的な事項について調査及び検討をするため、必要があると認めるときは、幹事会にワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、グループ長、副グループ長及びメンバーをもって組織する。
- 3 グループ長は債権管理課長、副グループ長は債権管理課長補佐をもって充てる。
- 4 メンバーは、グループ長が必要があると認める者をもって充てる。
- 5 ワーキンググループは、必要に応じてグループ長が招集し、グループ長が議長となる。
- 6 グループ長は、ワーキンググループにおいて調査及び検討をした結果を幹事会に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 対策会議、幹事会及びワーキンググループの庶務は、税務部債権管理課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営等に係る必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表

議長	税務部担当副市長
議長代理	税務部長
委員	健康部長
	高齢者福祉部長
	福祉サービス部長
	こども家庭部長
	環境部長
	地方卸売市場長
	下水道部長
	建築部長
	教育委員会学校教育部長
	病院局医療センター事務局長